



三木市記者発表資料 (令和7年5月23日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
総合政策部 危機管理課	課長 黒田正孝 (内線 2430)	防災危機管理係	0794-82-2000 (内線 2423)

タイトル
<p><b>三木市災害時協力井戸を募集</b> ～災害時の生活用水として活用します～</p>
本件のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年能登半島地震では、井戸水を生活用水として活用され、緊急時の代替水源として井戸水の重要性が改めて確認されました。</li> <li>・本市においても、井戸水の活用は有効な手段の一つと考えることから、洗濯やトイレ等の生活用水として活用するために災害時協力井戸を募集します。</li> </ul>
説明文
<p>三木市では、地震等の災害発生により水道が断水状態になった場合に備え、洗濯やトイレ等に使う生活用水を無償提供していただける個人や事業者が所有する井戸の登録を募集します。</p>
<p><b>1 募集開始日</b>      令和7年6月2日（月）</p> <p><b>2 登録要件</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市内に所在する井戸であること。</li> <li>(2) 災害時に無償で井戸水を提供できること。</li> <li>(3) 水質の基準を満たすものであること。</li> <li>(4) 現に井戸を使用しており、今後も引き続き使用予定であること。</li> <li>(5) 井戸の所在地を公表することについて同意のあること。</li> </ol> <p><b>3 登録の流れ</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 井戸の所有者等から「三木市災害時協力井戸登録申請書兼同意書」を危機管理課へ提出する。</li> <li>(2) 水質検査等の審査を行い、登録の可否を決定し、「三木市災害時協力井戸登録可否決定通知書」により所有者等に通知し、標識を交付する。</li> <li>(3) 標識の交付を受けた所有者等は、家屋の門、扉、塀等の近隣住民が認識しやすい場所に標識を取り付ける。</li> </ol> <p><b>4 ホームページ</b></p> <p><a href="https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/3/81123.html">https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/3/81123.html</a></p>

<p><b>本案件は次のSDGs目標に関連します。</b></p> <div style="text-align: center;">  <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div>